

一般社団法人日本フロアボール連盟

ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という)が、本連盟ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別表のとおりとする。

(用途)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、フロアボール競技(フロアボールおよびネオホッケー)の普及発展および応援することを目的として、商品、商品等のパッケージ、サービス、名刺、ホームページ、ポスター、チラシ等にロゴマークを使用することができる。

(使用の申込み)

第3条 使用者は、ロゴマークデザイン等使用申込書(別記第1号様式)に記入の上、企画書及び使用者の概要がわかる書面を添えて本連盟に提出し、本連盟役員会の承認を得て、その許諾を得るものとする。

2. 本連盟は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本連盟の許諾を要しない。

- (1) 本連盟事業のパンフレット等
- (2) 本連盟日本代表のユニホーム等

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2. 本連盟は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3. 前各項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用の許諾)

- 第6条 本連盟は第3条第1項による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。
- (1) 本連盟の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) 本連盟のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (5) 本連盟の指示に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (7) その他、本連盟が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。
 - (8) カラーで使用する場合、色の変更が認められたとき。
 - (9) デザインの変更が認められたとき。
2. 本連盟は、ロゴマークの使用を許諾するときは、ロゴマークデザイン等使用許諾通知書(別記第2号様式)により、使用者に通知するものとする。
 3. 本連盟は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
 4. 第6条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(許諾内容の変更の申込み)

- 第7条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマークデザイン等使用内容変更申込書(別記第4号様式)を本連盟に提出し、本連盟役員会の承認を得てその許諾を得るものとする。
2. 本連盟は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、ロゴマークデザイン等使用内容変更許諾通知書(別記第5号様式)により、使用者に通知するものとする。
 3. 本連盟は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、ロゴマークデザイン等使用内容変更不許諾通知書(別記第6号様式)により、使用者に通知するものとする。
 4. 第6条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(使用禁止及び許諾の解除)

- 第8条 本連盟は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第6条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第9条各号の遵守事項を遵守しないとき。
2. 本連盟は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
 3. 本連盟は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときはロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書(別記第7号様式)により、使用者に通知するものとする。
 4. 本連盟は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本連盟の指示に従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「(一社)日本フロアボール連盟」と標記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに本連盟に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると本連盟が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

(責任の制限)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、本連盟は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に本連盟が定める。

(変更)

第12条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2025年6月1日から施行する。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

